4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一～八　略］ 九　内閣官房に置かれたイノベーション推進室の事務を整理するもの 備考　表中の［　］の記載は注記である。	4　［同上］ ［一～八　同上］ ［号を加える。］

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第二十四号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月九日

厚生労働大臣　根本　匠

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（輸入食品安全対策室）	（輸入食品安全対策室及び食中毒被害情報管理室）
第二十八条　食品監視安全課に、輸入食品安全対策室を置く。	**第二十八条**　食品監視安全課に、輸入食品安全対策室及び食中毒被害情報管理室を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）
（削る）	4　食中毒被害情報管理室は、飲食に起因する衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に関する情報の収集、管理及び分析並びにその結果の提供に関する事務をつかさどる。
（削る）	5　食中毒被害情報管理室に、室長を一人置く。
	（調査官）
第三十一条の二　削除	**第三十一条の二**　労働関係法課に、調査官一人を置く。
	2　調査官は、命を受けて、労働関係法課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。
（成年後見制度利用促進室、消費生活協同組合業務室及び生活困窮者自立支援室）	（消費生活協同組合業務室及び生活困窮者自立支援室）
第六十条　地域福祉課に、成年後見制度利用促進室、消費生活協同組合業務室及び生活困窮者自立支援室を置く。	**第六十条**　地域福祉課に、消費生活協同組合業務室及び生活困窮者自立支援室を置く。
2　成年後見制度利用促進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一　成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第十二条第一項に規定する成年後見制度利用促進基本計画をいう。）の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること。	
二　成年後見制度利用促進会議（成年後見制度の利用の促進に関する法律第十三条第一項に規定する成年後見制度利用促進会議をいう。）及び成年後見制度利用促進専門家会議（同条第二項に規定する成年後見制度利用促進専門家会議をいう。）の庶務に関すること。	
3　成年後見制度利用促進室に、室長を置く。	（新設）
4～8　（略）	2～6　（略）
（心の健康支援室及び依存症対策推進室並びに地域移行推進官）	（医療観察法医療体制整備推進室、心の健康支援室及び依存症対策推進室並びに地域移行推進官）
第六十五条　精神・障害保健課に、心の健康支援室及び依存症対策推進室並びに地域移行推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第六十五条**　精神・障害保健課に、医療観察法医療体制整備推進室、心の健康支援室及び依存症対策推進室並びに地域移行推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
（削る）	2　医療観察法医療体制整備推進室は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号。以下「医療観察法」という。）の規定による医療に関する事務をつかさどる。
2～6　（略）	3　医療観察法医療体制整備推進室に、室長を置く。
	4～8　（略）